

平成29年第3回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年3月10日(金) 午前9時30分から午前11時00分
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 (21人)

会長 三浦 房雄 君	会長職務代理者 川崎 良巳 君
3番 中川原 隆雄 君	4番 佐々木 克文 君
5番 時田 宏 君	6番 上山 和男 君
7番 久保 隆藏 君	8番 鈴木 勝利 君
9番 中川原 一義 君	11番 岩井 壽美雄 君
12番 鳥谷部 孝雄 君	13番 三浦 亮一 君
14番 豊川 敏雄 君	15番 柏田 雅俊 君
16番 佐々木 一榮 君	18番 北村 勉 君
19番 沢田 良一 君	20番 浦屋敷 節男 君
21番 鈴木 幸雄 君	22番 鳥谷部 甚一郎 君
23番 森田 英里子 君	
4. 欠席委員 (2人)

10番 中里 光朋 君	17番 大沢 トモ子 君
-------------	--------------
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 業務報告
 - 第3 報告第6号 農地法第52条の規定に基づく情報提供について
 - 報告第7号 農地移動適正化あっせん委員の指名報告について
 - 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - 議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
 - 議案第19号 五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
 - 議案第20号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
 - 議案第21号 平成29年度五戸町農作業標準賃金の設定について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	齊藤 武美 君
事務局次長・総務班長事務取扱	赤坂 真弓 君

主 幹 黒 沢 満 尋 君
主 幹 早 狩 千 春 君

7. 会議の概要

事務局（齊藤）ただ今から平成29年第3回総会を開会いたします。

はじめに、会長より御挨拶をお願い致します。

会 長（三浦房） 本日は、大変お忙しいところ御参集下さいまして厚くお礼申し上げます。本日の総会の議事日程はお手元に配布してありますとおり、報告第6号と報告第7号の2件及び議案第16号から議案第21号までの6件です。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（齊藤） 本日は、 10番 中里光朋 委員

17番 大沢トモ子 委員

から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は23名中21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、五戸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

議 長（三浦房） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行いません。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（なしの声）

議 長（三浦房） それでは、 11番 岩 井 壽美雄 委員

19番 沢 田 良 一 委員

をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂真弓事務局次長・総務班長事務取扱と早狩千春主幹を指名いたします。

議 長（三浦房） それでは、日程第2業務報告について、事務局より業務報告

の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂）　〔業務報告の朗読及び説明〕

職務代理（川崎良）　〔農業委員会会長職務代理・部会長研修会の報告〕

議長（三浦房）　ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（なしの声）

議長（三浦房）　よろしいですか。それでは、以上で日程第2の業務報告を終わります。

議長（三浦房）　それでは、日程第3報告第6号「農地法第52条の規定に基づく情報提供について」を事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢）　ご説明いたします。

議案書の1ページ報告第6号をご覧ください。

それでは、農地法第52条の規定に基づく情報提供について、ご説明いたします。農地法第52条の規定により、次のとおり農地の賃借料の情報提供について報告する。2ページをご覧ください。これは、平成28年1月から平成28年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当り）は以下のとおりとなっております。基盤整備がされた水田は、平均額7,700円、最高額12,400円、最低額2,400円となっております。基盤整備されていない水田は、平均額7,500円、最高額10,500円、最低額4,000円となっております。畑については、平均額13,000円、最高額20,000円、最低額5,800円となっております。以上です。

議長（三浦房）　ただ今の、報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

2番（川崎良）　基盤整備された最低額と基盤整備されていない水田の最低額について、普通だと基盤整備された田んぼは高く、されていない

田んぼは安いのが普通であると思いますが、その理由を伺います。

事務局（黒沢） そこまでは調べていませんでした。

2番（川崎良） お金をかけて整備しているため、こっちの方が高いのは分かりますが、場所が悪いからですか。間違っているのではないのですか。

事務局（黒沢） それはありません。ちなみに昨年の報告であります。基盤整備された最低金額は2,800円で、整備されていない田んぼは10,000円となっております。

3番（中川原隆） これは、単なる集計を出した数値でしょ。深みのある地形とかどうのこうのと言うことではなく、単純に賃貸借の関係で出来た平均、最高、最低を出しただけの資料でしょ。

事務局（黒沢） そうなります。

議長（三浦房） そうすると、基盤整備しなければ耕作放棄地になるかもしれないし、また、やれないと耕作放棄地が増えるかもしれない。

4番（佐々木克） 例として、豊間内は基盤整備を実施して終わっていますが、基盤整備した賃貸借等については、勝手に契約しているか、その集落で集まって決めているのですか。また、基盤整備した所は決めて、していない所はお互いの話合いで決めていますか。

会長（三浦房） 賃貸借等については、双方で決めています。

22番（鳥谷部甚） 五戸町全体となっているけれども、場所的にここはいくらかと言うことはあるのですか。

事務局（黒沢） 一年間のデータです。地区毎と言う訳ではありません。

22番（鳥谷部甚） あくまでも、データだけなのか。

16番（佐々木一） 基盤整備の話が出てきましたが、豊間内の場合は委員会

で一定の金額を決めています。

3 番（中川原隆） 参考に聞いてもよいですか。その委員会はいつまでの効力があるのですか。たとえば、中市筒口みたいに、ずっと前にやっているかもしれないのに30年たって、それがルールが変わっている可能性が有る訳で、いま、豊間内地区がやったとしても、何年スパンで効力が聞けるのか。

16 番（佐々木一） 私が、今、言いましたのは委員会が解散しました。ただ、その前に賃借料の件については、一定のラインを引いて、10アール当たり、いくらかにしましょうとかと言う決め方をしてきました。先ほど言った足りない人は、もう少し払っているかもしれません。それは双方の話し合いで決めています。

3 番（中川原隆） それは、やった時の話でしょ。

16 番（佐々木一） はい、そうです。

3 番（中川原隆） はい、了解しました。

会 長（三浦房） たしかに条件が良くても、借りる人がお金を高く払えなければ安くなると思いますので、そこで川崎職代が言ったとおりに安くても基盤整備した所が安くてもだめと言わないでください。ひとつだけ、豊間内の基盤整備と源兵衛の整備は一枚も耕作放棄地が無いです。

12 番（鳥谷部孝） 基盤整備した所を公社で借上げしている所はまったく関係は無いのですか。公社には金額が入っていないのですか。

事務局（黒沢） それは、賃貸借のデータですので何も関係ないです。

12 番（鳥谷部孝） このデータを公社に最低、最高と言うふうに出していますか、公社に貸し付けする時に金額のデータがまったく関係ないのですか。

事務局（齊藤） これはですね、あくまでも農業委員会の方に申請があがって

きたのをただ、トータルして最高、最低、平均を出したデータのみであって、他の事業等には何も関係ないのであります。

議長（三浦房） その他ありませんか。

（なしの声）

議長（三浦房） よろしいですか。

特に、発言が無いようですので以上で報告第6号を終わります。

議長（三浦房） 次に、日程第3報告第7号「農地移動適正化あっせん委員の指名報告について」を事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） 議案書の3ページと参考資料の1ページ、報告第7号をご覧ください。

農地の所在は、大字倉石中市字頭久保は田が5筆、畑が3筆、字下平の田が2筆、字下モ沢の田が1筆、字団ノ坂の田が1筆で合計12筆、面積は26.259平方メートルとなります。なお、12筆に2人が購入したいと申し込ました。3月1日に成立しております。1番が田の7筆、畑が1筆計8筆となり、面積は20.086平方メートルで、売買価格は、●●●円となります。10アール当り●●●●円となります。2番については、田が2筆、畑が2筆計4筆、面積は6.173平方メートルで売買価格は●●●●円となります。10アール当り●●●●円となります。以上です。

会長（三浦房） 役場にどうしても、病気で働けないし、後継ぎも居ないと言うことで相談に来たそうです。担当に無理にお願いし、全部提出をした農地を買っていただきたい、売る方はいくらでも良いと言うことです。また、娘は青森市に在住して、息子は東京に在住してぜんぜん来ないと言うことです。さらに、農地を管理出来ないとのことで2人をお願いして、双方で自分の都合の良い方をだいたい10アール当り、●●●●円を目標に買っていただいたのです。これは本当に役場の力でした。ご苦労様でした。

議長（三浦房） ただ今の、報告第7号について、発言のある方は挙手をお

願います。

(なしの声)

議長（三浦房） よろしいですか。特に発言がないようですので以上で報告第7号を終わります。

議長（三浦房） ここで農地調査会、今月担当調査委員は、
2番 川崎良巳 調査委員
11番 岩井壽美雄 調査委員です。
調査委員席に着席してください。

議長（三浦房） それでは、日程第4の議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

ここで、議案第16号の1番につきましては、●●●●委員の事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限に基づき、審議開始から終了まで退席をお願いします。議案終了後に入室・着席していただきます。

(●●●●委員退席)

議長（三浦房） 事務局より1番について、説明をお願いします。

事務局（早狩） 議案書の4ページ議案第16号の1番をご覧ください。
1番の所在は大字切谷内字元年沢●●●、畑、面積は2,299平方メートルの使用貸借で期間5年となっております。以上です。

議長（三浦房） 1番について、川崎担当調査委員から説明願います。

川崎調査委員 1番について報告いたします。議案書の4ページ議案第16号と参考資料の3ページをご覧ください。3月1日に三浦会長と岩井壽美雄調査委員及び事務局職員2名と現地調査を行いました。

1番の農地は、譲渡人と譲受人は親子であり、譲受人は新規就農受給者であり、だんだん娘に農業経営を任せるためにも使用貸借するものであります。また、譲受人もこれを受け、親から農業を学び

ながら今後自立して農業経営をして行くそうです。

議 長（三浦房） 説明が終わりました。議案第16号の1番について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番（鳥谷部孝） 親子でなぜ、5年なのか、10年とか20年でも良いのではないのか。

事務局（早狩） 生前一括贈与でやると言う話は伺っていました。あと5年くらいしたら娘にやっても良いと言う話でした。

4番（佐々木克） 前にも総会に議題にした記憶に有りますが、●●さんが娘に売ったのか使用貸借したのか忘れましたが、その内容を教えてください。

事務局（早狩） 娘さんが新規就農で使用貸借したものであります。

4番（佐々木克） はい、分かりました。

議 長（三浦房） その他、質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（三浦房） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第16号の1番について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

ここで●●●●委員を入室・着席させてください。

（●●●●委員入室・着席）

議 長（三浦房） 引き続き、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（早狩） それでは、議案書の4ページ議案第16号と参考資料の3ページをご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は1議案8件です。

1番は使用貸借に関する件、2番は賃貸借に関する件、3番から6番までは贈与による所有権移転に関する件、7番と8番は売買による所有権移転に関する件であります。

1番から8番までは、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件のすべてを満たすと考えます。

共に、経営規模拡大及び農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題はなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

参考までに売買価格をお知らせいたします。7番の売買価格は●●●●円、10アール当りにしますと約●●●●円、8番目の売買価格は●●●●円、10アール当りにしますと約●●●●円となっています。以上です。

議長（三浦房） ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して川崎良巳調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

川崎良巳調査委員 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の1ページ議案第16号と参考資料の1ページをご覧ください。

3月1日に、三浦会長と岩井壽美雄調査委員及び事務局職員2名と現地調査を行いました。

2番の農地は、譲渡人と譲受人は親戚にあたり、譲渡人の父親が昨年亡くなり農業はやらないと言うことで、譲受人に使用貸借するものであります。また、譲受人は荒廃農地にしたくないためにも水利費だけ支払うことで、管理して行くそうです。

3番の農地は、先月に申請しましたが1枚の田んぼが1筆のつもりが3筆になっていることを農地調査会の時分かり、その時は1筆だけ申請し許可となりましたが、残りの2筆もあるため今回申請するものであります。さらに、譲渡人は何十年も前から譲受人に貸し

て耕作して貰っていることに考慮し、贈与するものであります。また、譲受人もこれを理解し、ここを譲受け今までどおり耕作して行くそうです。

4番の農地は、譲渡人と譲受人は親子で譲渡人は高齢になり、今までも譲受人の娘が耕作してきていましたので贈与するものであります。さらに、譲受人はこれを受け、今までどおり農業経営をして行くそうです。

5番の農地は、譲渡人と譲受人は親子で譲渡人は病気がちでもあり、働くことが困難なため、息子に贈与するものであります。また、譲受人もこれを受け、勤めながら農業経営をして行くそうです。

6番の農地は、譲渡人と譲受人は親子で5番の譲受人の弟にあたり別世帯であります。弟も勤めており休みの時は手伝いをして貰っていますので将来は弟にも農業に従事して貰うためにも贈与するものであります。また、譲受人もこれを受け、今までどおり休みの時は兄と共同で農業に従事して行くそうです。

7番の農地は、譲渡人と譲受人は同じ集落であり、譲渡人の夫が何年か前に亡くなり、一人で農業ができないため売買するものであります。また、譲受人も自分の農地と隣接しており、作業効率を図るためにも買受するものであります。

8番の農地は、今年の1月に譲受人が個人名義で売買申請したがこれを取り下げて、本人が経営する会社で売買することで申請するものであります。また、譲渡人と話しが決まっております。

以上で調査の結果の説明を終わります。

議長（三浦房） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり決定いたし

ました。

議 長（三浦房） 次に、日程第4の議案第17号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは、議案書の8ページ議案第17号と参考資料の36ページをご覧ください。

今月の農地法第5条許可申請は1議案1件です。

農地の所在は、字正場沢●●●、面積は330平方メートル、現況地目は畑、転用目的は一般住宅となります。農地区分は農用地区域外で都市計画第1種住居地域のため転用基準は第3種農地と判断いたします。以上です。

議 長（三浦房） ただ今の事務局の説明に関連して、岩井壽美雄調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

岩井壽美雄調査委員 それでは、農地法第5条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の8ページ議案第17号と参考資料の36ページをご覧ください。

3月1日に、三浦会長、川崎良巳調査委員及び事務局職員2名と現地調査を行いました。

1番の申請は、譲受人は自己資金と金融機関からの融資を受け、分家住宅を建築するため申請するものであります。

周囲は、北は住宅、東、南側は畑、西側は町道で周りに影響が無いことを確認しております。

以上で調査の結果の説明を終わります。

議 長（三浦房） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（三浦房） よろしいですか。それでは採決いたします。議案第17号

について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(三浦房) 全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

また、農地調査委員の方々ご説明ありがとうございました。指定席にお戻りください。

議長(三浦房) 次に日程第4の議案第18号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「五戸町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

議案第18号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局(黒沢) 議案書の9ページ議案第18号をご覧ください。

五戸町長より五農林第605号平成29年2月27日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案16件です。面積は90.369平方メートルです。

1番から6番までは、再設定となっております。田は1筆、畑は9筆で合わせて10筆で面積は40.919平方メートルとなっております。7-1番から7-7番までは新規となり、中間管理機構の貸し出しとなります。地目は田で15筆、面積は合計23.191平方メートルとなります。8番と9番については、あっせんの成立により所有権の移転となります。田は9筆、畑は3筆で面積は合計で26.259平方メートルとなります。

以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の各要件を満たしていると考えます。

議長(三浦房) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長（三浦房） よろしいですか。それでは採決いたします。議案第18号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

議 長（三浦房） 次に、日程第4の議案第19号「五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（齊藤） 議案書の14ページ議案第19号と別冊の資料をご覧ください。

五戸農業振興地域整備計画の変更について、1趣旨、五戸農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）に基づき、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されてきた経緯がある。

しかし、農業振興地域の除外等により、変更となっている地域及び農業振興地域へ編入したいとの農地所有者もいることから、概ね5年毎に農業振興地域計画の更新作業を行い、農業振興地域の優良な農用地の確保と適切な管理を図るものである。

2変更内容、（1）現在、五戸、倉石農業振興地域整備計画の2つに計画が分かれているため、五戸農業振興地域整備計画として1つの計画にすること。

（2）五戸地区は農業振興地域を一筆管理で行っているが、倉石地区は例えば、一筆のうち、半分が農業振興地域で残り半分が非農用地である土地を部分管理と称して管理しているため、倉石地区も一筆管理として五戸地区と統一を図る。

（3）当町の農業振興地域は図面で管理しており、図面の登記地目と現況地目が農地でない土地、別紙1五戸農業振興地域（案）の変更により除外となる土地一覧表の204筆を今回の見直しにより、農業振興地域から除外する。

議長（三浦房） 説明が終わりました。議案第19号これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番（中川原隆） 変更内容の（3）局長の説明について、ここで図面の登記地目と現況地目とありますが、農地でない土地、これは当然五戸町もあると思いますが、これはあくまでも農業振興地域整備計画の中で、農用区域内はそこが集団的に補助事業等をなされたとき、総体的に農地として活用すべきと言う所については、農用地域に出ているのが大半だった訳であります。一筆毎にやっている訳ではなくて、前は国土調査前であって、だからこのような問題は良くあると思います。ただ、いつの日か五戸町は一筆毎にしたのか私は分かりませんが、五戸町も参考図面だけでは、なかなか、現況地目と登記地目が合わないところがあり、集団的に利用する農用地区域にした経緯がございます。そこで倉石が半分を道路になったりした場合は残りの半分を農用地区域にしろと県では指導された面があるかと思えます。その面積要件もかなり難しかった例がございます。しかし、今、合わないから簡単に除外とかでよろしいでしょうか。あくまでも、これは縦覧して見直しするのであれば、私この間言ったとおり全体的に見直しすれば良いと思います。その辺はどうでしょうか。

事務局（局長） 私は内容については聞いていませんので、農林課担当職員が待機しておりますので、農林課より説明させて貰います。

（農林課担当 小保内補佐・川村班長入室・着席）

3番（中川原隆） これは相当の違いがあると思います。

事務局（局長） 倉石地区は一筆でも、半分が農地で残りの半分は農地でないところがあり、五戸町と統合して一筆になったときは分筆させるのかということですが。

3番（中川原隆） 農地整備計画の中で、そこまで出来るのですか。

農林課（小保内） それは出来ません。

3番（中川原隆） 分筆までは出来ないでしょう。除外するか、しないかのどちらかの問題で個人の所有権が出てきますから。

農林課（小保内） その通りです。

3番（中川原隆） だから、それをアバウトにおおよそで、ここは農用地区域だと言っても、農業委員会で言えば、1種農地でここは2種農地で転用してもやむ得えないとか、3種は都市計画の整合性がでてきますから、そう言うことでしょ。だから半分とかと言うことはいかがと思います。昔、図面がきちんとしていなくて参考図面はやむを得ないとしても、今、国土調査が全部終わっていますからと言う意見だと思います。また、倉石でもやれなかったというのは確定していない所がたくさんありましたから、それで、再調査し、しばらくかかったはずであります。今、ようやく使える図面ができたのです。特に、開拓の方はひどい図面が出来あがっていて、とてもじゃないが使われない図面で異議申し立てが出ていました。合併してからしばらくかかって、整理した経緯があります。

議長（三浦房） 後、聞きたいことありませんか。

農林課（小保内） 今、中川原委員が言いましたように、国土調査が完了していますから、これを含めてですね、農地の方もすべて倉石地区も確定しております。これに伴い倉石地区の場合、地区の半分とか3分の1とかが農振に入っているところで、今回の見直しにより、倉石地区も一筆管理して行くことで提案するものであります。また、一筆管理をどのように決めるかと言うと、一応航空写真と比較しながらこれを業者に委託しているため、業者の力も借りながら計画を作って管理する予定でございます。

議長（三浦房） これでよろしいですか。

20番（浦屋敷） 宅地で宅地になっていれば、まず、良いのですが、資料を見れば、字佐野上谷地で地目上は登記されていないので、宅地で家が建っていれば、そのまま見直しであれば農業委員会でいつ転用したのかしないのか、これを見るには前もって資料を配布して貰えば

良いのであって、ここで今、見て登記上は畑で実際は宅地である所等があります。たまたま、農業委員会に聞かれるのが作業小屋を建てたいと200平方メートルまでは良いと言います。前のとき200平方メートルというのはかなり大きいから良いとあって、入口まで農地で見ると、だめだよと言って言われるから、それだと分筆しなければならないということになり、かならず、農作業するには小さい小屋を建て休憩場所やトイレが必要とするためにも、前もって資料配布して貰えば良かったなと思います。

農林課（小保内） 浦屋敷委員の質問にお答えいたします。たしかに、言うとおりでございます。先に、皆さんへ資料配布いたしまして、見て貰ってから総会にかけることでありましたことに大変ご迷惑をかけて申し訳ありませんでした。

議長（三浦房） もう一回だしますか。また、来月議案にかけますか。

農林課（小保内） 今回にかけて頂かないと、間に合わなくなるので願います。

議長（三浦房） 今の資料で改めて来月の総会にかけるのか。また、この案件は急ぐのですか。

農林課（小保内） はい、急ぎます。

議長（三浦房） そうすれば、納得行くまで質問及び説明してください。

農林課（小保内） 今回の件は別紙の最後の194番、これは現地を確認いたしまして、農地に建物が建っていましたので計画に載せていました。ただ、今、浦屋敷委員が言いましたように、そちらの方に前もって資料を提出しないで確認等も行った件については、改めて申し訳なかったと思っております。

3番（中川原隆） この所有者個人に対して、どのような対応をする予定ですか。この地権者に対してなんら説明しないで上からの目線でやるのですか。

農林課（小保内） この計画の説明は農振の見直しについて、この所有者の方には田んぼに宅地が建っていることは違反転用しているということで指導して行くつもりであります。

議 長（三浦房） この方へですか。

農林課（小保内） はい、そうです。

18番（北村） 縦覧はするのですか。

農林課（小保内） これから縦覧するのです。今、北村委員の質問もありましたが、県のヒアリングを行いまして一回見て貰っています。これから、事前協議が始まります。そのためにも、本日案件を総会にかけて提示して貰って、意見書を農業委員会の方からいただきまして、それに伴いまして県の方に事前協議していただきます。それ以降、県の方から回答いただきましたら公告、縦覧30日以上という事になります。

3番（中川原隆） 納得というより、ただ個人の地権者からの意見も農業委員会でどうのこうのと言うより、地権者がどうなのか、おそらく畑であっても農振の変更をやっていない人も中にはいると思います、その方にもきちんと変更計画書を作って変更させるとは思います、その辺を無断転用の話も出ましたから無断転用を個人が何も分からないまま、宅地であれば分かりますが宅地以外、農地から山林、たとえば、雑種地等このような土地はどうなりますか。意見が必要だというから個別にはなかなか、難しいがその辺はこの調査でどうなっていますか。

農林課（小保内） 今の中川原委員の質問にお答えいたします。宅地の場合につきましてはこう言うことです。山林とか原野の場合ですけれども、農振の状態を除外しないで農振の区域の中で管理して行き、あくまでも、宅地、ため池のみでそれ以外については、このままの状態で計画を進めて行くことになります。

3番（中川原隆） と言うことは、登記地目は宅地で除外しなければならなかったところですか。

議長（三浦房） ため池とか墓地とかこれ以外は動かさないという事でしょ。後は違反転用等が出て来た時は、個々に協議する事でしょ。

20番（浦屋敷） 地目は田、現況は宅地、農業委員会はずらして、満場一致で議会にあげた場合にはおかしい話であります。農業委員会は農地を守る立場であり、田んぼに家を建てられて農振除外して、農業委員会を通過してきました。五戸町の議会で良いと承認になったらおかしい話でしょ。農業委員会が質問したら、田んぼに家が建っていたら除外すべきだと言うことで、農業委員会は何をやってますかと言われると思います。田んぼに家が建っていますよと言って、農業振興地域からの除外はどうなるのですか。

4番（佐々木克） 浦屋敷委員の気持ちは分かりますが、所有者の方から聞いてはどうでしょうか。たとえば、若い人でそのままやっている人がいますので。勿論、無断転用があるため、農業委員会にかけなければならないのでありますが、一応伺い立てて貰って除外を外す訳にはいかないのですか。必ずこの場所が入らなければならないのですか。結局は田んぼに宅地ということは無断転用ということですから。

11番（岩井） やはり、別紙の問題で194番は削除したら良いと思いますが。

議長（三浦房） 1件だけの削除は良いのですか。

農林課（小保内） はい、良いです。

4番（佐々木克） 105番の地目不明とありますが、それも削除すると良いと思います。また、その不明というのは、確認できなかったところではないのか。

議長（三浦房） お諮りいたします。議案第19号の資料の105番と194番を削除して、その他は原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(三浦房) 全員賛成ですので、議案第19号は資料の105番と194番を削除して、その他は原案のとおり決定いたしました。

農林課の方々ご説明ありがとうございました。ここで退席願います。

議長(三浦房) 次に、日程第4の議案第20号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局(赤坂) 議案書の15ページ議案第20号と参考資料の46ページをご覧ください。1議案1件です。

荒廃農地調査に伴う、農地・非農地の判断についてでございます。平成29年3月1日利用状況調査の結果、農地法の運用について第4の(4)に定める農地に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として、決定を求めるものでございます。

1筆、2,671平方メートルとなっております。以上です。

議長(三浦房) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長(三浦房) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第20号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(三浦房) 全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

議長(三浦房) 次に、日程第4議案第21号「平成29年度五戸町農作業標準賃金の設定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） ご説明いたします。議案書の16ページ議案第21号をご覧ください。

平成29年度五戸町農作業標準賃金の設定についてでございます。議案書の16ページを御覧ください。3月2日に五戸町と新郷村農業委員会で標準賃金の打合せ会議を行いました。最低賃金が平成28年10月20日から716円と昨年より21円引き上げになったことから8時間当たりの賃金を5,600円から5,800円と設定したものであります。その他の賃金は据え置きとしております。17ページが一覧表となっております。以上です。

議長（三浦房） ありがとうございます。これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

4番（佐々木克） これは水田の場合ですけれども、脱穀で機械8時間のコンバインとありますが。たとえば、個人の方が自分のコンバインを持って稲を刈ったとすれば、この金額をたしたのが手当になるのですか。10アール当たりいくらになるのか。また、全部たすとかなりの金額になると思います。

3番（中川原隆） この場合は両方で協議のうえで決めてくださいと付いています。

4番（佐々木克） はい、分かりました。

会長（三浦房） 色々協議しました、両方で一番が最低賃金が年々上がるっているため、機械の方はこれで良いのかということで、あくまでも基本賃金ですので、本来もしここを直さなければならないと言いましたら、また、事前に協議します。

4番（佐々木克） コンバインを持ってやるとすれば、一般に10,000円から12,000円かかっています。機械はいくら、コンバインはいくら、とかなりの金額になりますから。これから頼めなくなります。

事務局（赤坂） そうすれば、コンバインの所にかっこ書きで人手と機械込み

として記載し、ただ、今年は新郷村と協議が終わっていましたので来年度からとなります。

4番（佐々木克） はい、分かりました。

事務局（赤坂） はい、ありがとうございました。

14番（豊川） 刈手と機械は分けた方が良いと思います。オペレータ付の12,000円だと思いますが、8,000円とオペレータは5,800円を切り離した方が良いと思います。

事務局（赤坂） はい

議長（三浦房） その他質疑ありませんか。

（なしの声）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは採決いたします。議案第21号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第21号は原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、五戸町農業委員会第3回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成29年3月10日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員